

税金 (国や市などに払うお金)

日本で働いた人、住んでいる人、買い物をした人などは、国や県、市、区などに『税金』というお金を払います。国などは集まった税金をみなさんの生活のために使います。

税金についてわからないときは、**税務署** < =税金の仕事をする役所 >

→P.101 や住んでいるまちの役所

(市役所、区役所、町役場、村役場)

に相談してください。



1

所得税 (国に払う税金)

だれが、いくら払いますか？



- 給料など、自分に入ったお金がある人。
- いくら払うかは、1月1日から12月31日までの1年にももらった給料などで決まります。
- 外国で働いたときの給料がある人は**税務署**などに相談してください。

いつ、どうやって払いますか？



払い方①

毎月、会社などが払います。(この払い方を源泉徴収と言います)

- あなたの給料から税金を引いて払います。

$$\text{給料} - \text{税金} = \text{あなたが会社などからもらうお金}$$

- 1月から11月に払った税金が多すぎたり少なすぎたりしないか、12月に計算します(これを年末調整と言います)。多すぎた場合はその税金を12月の給料に足して返します。
- いくら払ったかは、会社から毎月もらう『給与明細』<=会社があなたの毎月の給料や、源泉徴収した所得税などを書いた紙>や、会社から次の年の1月31日までにもらう『給与所得の源泉徴収票』<=会社があなたの1年間の給料や、源泉徴収した所得税などを書いた紙>に書いてあります。

次の人は「払い方②」も読んでください。

- 2つ以上の会社などで働いたりして、年末調整をしていない人
- 給料の他に20万円以上もらった人



はら かた 払い方②

かいしゃ げんせんちょうしゅう ねんまつちようせい ひと じぶん しよるい だ
会社などの源泉徴収や年末調整 → P.94 をしていない人は自分で書類を出
 します。

(これを確定申告と言います)

- はたら とし つぎ とし がつ にち がつ にち あいだ
 働いた年の次の年の2月16日から3月15日の間に、
- す 住んでいるまち (市、区、町、村) の **税務署** に書類を出します。
- コンビニや銀行、郵便局などで払います。

くに かけ ひと にほん で まえ かくていしんこく
国へ帰る人は、日本を出る前に確定申告をします。

ぜいむしょ そうだん
税務署に相談してください。



しょとくぜい すく ひと
所得税が少なくなる人は？

つぎ ひと ぜいきん すく
 次の人は、税金が少なくなることがあります。
 ねんまつちようせい → P.94 や 確定申告のとき、会社や **税務署** などに
 知らせます。

- かぞく なか きゅうりょう すく つま おっと さいいじょう こ とし
 家族の中に、給料が少ない妻や夫、16歳以上の子ども、年をとつ
 ちち はは ひと
 た父や母などがいる人
- じぶん かぞく けんこうほけん → P.71、こくみんねんきん → P.77、こうせいねんきんほけん
自分や家族の健康保険 → P.71、**国民年金** → P.77、**厚生年金保険**
 → P.81 などのお金を払った人
- ほけん せいめいほけん かいごいりょうほけん かね はら ひと
 いろいろな保険 (生命保険、介護医療保険など) のお金を払った人
- じぶん かぞく びょうき がつ にち ねん まんえん
自分や家族の病気やけがで、12月31日までの1年に10万円
 いじょうはら ひと
 以上払った人

にほん そぜいじょうやく やくそく くに ひと ぜいきん すく
日本と『租税条約』という約束をしている国の人も、税金が少なくな
 ることがあります。会社などに相談してください。